

平成24年度第2回関東学生法律討論会

【開催のお知らせ！】

・法律討論会とは！

討論会ごとに、持ち回りの大学の教授が法律に関する問題を出題し、その問題に対して、出場者(=論者)が自分なりの解答(=論旨)を作成、会場においてその論旨を10分以内で発表し(=立論)、その後10分間の質疑応答時間が与えられるので、他の論者やその他の参加学生が、立論に対して質問をするという形式となっており、論旨の内容と質問に対する応答をもとに、審査員の先生方に採点していただき、それに基づいて順位が決まります。

【平成24年度第2回関東学生法律討論会 詳細】

会場：駒澤大学 深澤キャンパス(予定)

日程：9月30日(日)

論題分野：民法

出題者：駒澤大学法学部准教授 中田英幸 先生

後援団体(順不同)：東京高等裁判所 東京高等検察庁 関東弁護士会連合会
株式会社 有斐閣 株式会社 日本評論社
法務省

出場校(順不同)：早稲田大学 慶應義塾大学 中央大学 立教大学
日本大学 専修大学 駒澤大学 明治大学

また、この討論会において、優秀な成績を収めた明治大学の学生には、明治大学法学部より「**学部長賞**」が与えられます。この「**学部長賞**」はロースクールへ進学する際の加点ポイントとなり、ロースクール入試を有利にすることができます。また、これは立論の部、質問の部それぞれに「**立論賞**」、「**質問賞**」として設けられています。

今回の問題はこちら！

平成24年度第2回関東学生法律討論会問題

分野【民法】

BはA会社の従業員である。ある日、Bは、会社の普通乗用車を運転して、会社の職務としてBの自宅近くの取引先に向かって緩く左にカーブする道路を走行していた。そのとき、Bは進行方向右側に騒ぎながら歩行していた幼児らを見付けて注視し、それにより、進行方向左側に適法に停車していた、Bの妻Cの所有する車両の発見が遅れ、法定速度を10km/hほど超過していたことも相俟って、Bの運転する車両はCの車両に接触し、損傷させた。

このとき、Cの車両の損傷に関するAC間及びAB間の法律関係を論じなさい。

なお、A会社にBの労務管理に関する落ち度はなく、Cの車両はCが婚姻前から単独所有していたものであるとする。

出題：駒澤大学法学部准教授 中田英幸

・学内予選について！

明治大学では各討論会において、明治大学の代表論者を決める学内予選を開催しております。これは法学会が主催しているものですが、三年生以下の法学部生であれば誰にでも出場資格があります。この機会に是非出場を検討してみてください。また、論者としてではなくても、質問希望の方や見学希望の方もお気軽に会場へお越しください。

【予選詳細】

日程：9月15日(土)

会場：明治大学駿河台キャンパス リバティータワー1106教室

開場：12時30分

開会：13時00分

審査員：法学部准教授 亀田浩一郎 先生

◎予選への出場希望、討論会に関する質問等ありましたら、下記の連絡先までお気軽にご連絡ください。

関東学生法学連盟代表

明治大学法学会 赤羽幸司 電話：090-4450-0886

メール：aka_kohji@yahoo.co.jp